# 官報号外

## 予　算

### 日本放送協会平成22年度収支予算について

放送法（昭和25年法律第132号）第37条第２項の規定に基づき、平成22年３月31日国会において承認された日本放送協会平成22年度収支予算は、次のとおりである。

平成22年４月22日　　総　務　省

予算総則

**第１条**　日本放送協会（以下､「協会」という｡)の平成22年度収支予算の収入及び支出を別表第１収支予算書のとおり定める。

**第２条**　放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第２に掲げる契約種別に応じ、別表第３に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き､特例措置として、別表第４に掲げるとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、別表第５に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第６に掲げる支払方法のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第５に掲げる額を減ずることとする。ただし、第３項、第４項又は第５項の規定による場合を除く。

３　第１項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第７に定める契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第６に掲げる支払方法のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第１項に定める受信料の額から別表第７に掲げる額を減ずることとする。ただし、第５項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第１項に定める受信料の額から次項に定める額を減じ、さらに別表第７に掲げる額を減ずることとする。

４　第１項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第６に掲げる支払方法に応じて支払う者（以下、この項において「対象契約者」という｡)が、対象契約者又はその生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第６に掲げる支払方法により支払う場合は、当該契約について、第１項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

５　第１項の規定にかかわらず、事業所等での放送の受信について、同一敷地内で必要なすべてかつ２件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち１件を除外した残りのそれぞれについて、第１項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

**第３条**　本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

**第４条**　本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては､他の項と相互に流用することができない。

２　前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して､著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

**第５条**　本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

２　前年度予算総則第５条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

**第６条**　予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

２　予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

**第７条**　事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。

**第８条**　事業支出における減価償却費が予算額に比し減少する場合において、事業収入が事業支出を上回るときは、経営委員会の議決を経て、減価償却費の予算額に対する減少額の範囲内で、事業収支差金の一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

**第９条**　事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

**第10条**　前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部をテレビジョン放送のデジタル化への対応、建設積立資産への繰入れ又は設備の新設、改善に充てることができる。

**第11条**　国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

**第12条**　業務に関係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは､その金額は､調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

**別表第１**

平成22年度収支予算書

（一般勘定）

（事業収支）

（単位　千円）

| 款 | 項 | 金　額 |
|---|---|---|
| 事業収入 | | 678,691,937 |
| | 受信料 | 655,081,360 |
| | 交付金収入 | 3,538,738 |
| | 副次収入 | 10,500,000 |
| | 財務収入 | 5,480,839 |
| | 雑収入 | 1,000,000 |
| | 特別収入 | 3,091,000 |
| 事業支出 | | 684,794,791 |
| | 国内放送費 | 284,801,457 |
| | 国際放送費 | 13,999,775 |
| | 契約収納費 | 58,383,588 |
| | 受信対策費 | 27,093,826 |
| | 広報費 | 4,601,842 |
| | 調査研究費 | 8,544,390 |
| | 給与 | 125,884,281 |
| | 退職手当・厚生費 | 56,497,381 |
| | 共通管理費 | 12,654,409 |
| | 減価償却費 | 71,399,000 |
| | 財務費 | 15,150,842 |
| | 特別支出 | 2,784,000 |
| | 予備費 | 3,000,000 |
| 事業収支差金 | | △　6,102,854 |

（資本収支）

（単位　千円）

| 款 | 項 | 金　額 |
|---|---|---|
| 資本収入 | | 96,102,854 |
| | 前期繰越金受入れ | 12,000,854 |
| | 減価償却資金受入れ | 71,399,000 |
| | 資産受入れ | 3,303,000 |
| | 放送債券償還積立資産戻入れ | 9,400,000 |
| 資本支出 | | 90,000,000 |
| | 建設費 | 79,000,000 |
| | 放送債券償還積立資産繰入れ | 1,000,000 |
| | 放送債券償還金 | 10,000,000 |
| 資本収支差金 | | 6,102,854 |

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,756億93万７千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,820億1,079万１千円であり、経常収支差金は、△64億985万４千円である。

事業収支差金△61億285万４千円については、繰越金の一部をもって補てんする。

（番組アーカイブ業務勘定）

（事業収支）

（単位　千円）

| 款 | 項 | 金　額 |
|---|---|---|
| 事業収入 | | 1,214,937 |